

令和4年第4回加賀市農業委員会定例総会

令和4年4月25日(月)

開会（午後3時30分）

事務局（宮下）

ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第4回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日は、農業委員の現委員14名のうち12名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち10名の出席を頂いております。

また、本日付議した転用案件等の現地確認調査を18日に西栄委員、伊藤委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。

それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。

議長挨拶

議長（中村会長）

皆さん、こんにちは。

今日は暑くなりました。田植えの準備で忙しい中の出席、お疲れ様です。新型コロナウイルスは収束に至らないのではないかと思います。新たな変異株が出ていますし、第7波にならないかと懸念しています。先月の県の会議で、人農地プランを表面化するという話が出ています。その件に関して、この定例総会後に小委員会を行います。来月の定例総会後に県農業会議から説明をしてもらう予定ですので、よろしく申し上げます。

議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>それでは、初めに議事録署名員の指名をいたします。 3番幸前委員、4番池端委員を指名します。</p>
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>議案の審議を行います。議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（田町）	<p>それでは、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書は1ページから2ページ、資料1の位置図は1ページから4ページ、資料2は明細書が1ページ、調査書が2ページから6ページです。併せてご覧ください。</p> <p>議案第12号、[]外3名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は5件です。</p> <p>整理番号1番ですが、[]譲受人が[]の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の合計経営面積は1,608aです。譲渡人は高齢により耕作しておらず、農地の処分について[]に相談したところ譲受人を紹介され、譲受人は[]の生産組合の同意を得て農地を取得するものです。譲受人は経営面積の拡大を目指していますが、[]の農地は初めて取得するものです。</p> <p>次に整理番号2番と3番を合わせてご説明いたします。</p> <p>[]の譲受人が、西島町の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の合計経営面積は1,279aです。譲渡人は[]に住んでおり、所有農地を縁故のある譲受人に譲渡するものです。整理番号3番の譲渡人は[]に在住しており、離農するまでは200a余り</p>

の経営面積がりましたが、一昨年離農したことにより、所有する農地を■■■■の担い手に耕作してもらっており、その一部を整理番号2番の案件と同様に縁故のある譲受人に譲渡するものです。譲受人は■■■■に在住ですが、もともとは■■■■の出身です。現在も■■■■で耕作しており、経営面積は■■■■の農地が145aです。そのほか、■■■■で570a、住んでいる■■■■で571aを耕作しています。譲受人は■■■■においてはに■■■■取り組んでおり、経営面積を拡大するものです。また、■■■■の担い手ともなっています。

次に整理番号4番です。■■■■在住の譲受人が、現在水稻の育苗用ハウス用地として借りて使用している農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は588aです。譲渡人は■■■■に在住ですが、ほとんどの農地を集落の担い手に耕作を依頼しているもので、集落の中ほどにあるハウス用地を今回譲渡するものです。譲受人は引き続き、育苗用ハウスとして使用するものです。

次に整理番号5番です。■■■■に在住の譲受人が、現在■■■■で借り受けて■■■■農地を譲り受けるものです。譲受人の農地取得後の経営面積は531aです。譲渡人は高齢となり経営規模を縮小しており、栽培を引き受けてもらっていた■■■■譲渡するものです。譲受人は、取得する■■■■にすでに192aの■■■■を所有しており、■■■■を210a栽培しているほか、■■■■を300a、■■■■を240a栽培しています。譲受人は家族で農業を営んでおり、奥さん、子供夫婦も農業に従事しています。また、年間延べ5人程の臨時雇用をしています。■■■■は現在順調に進んでいるということです。

議長（中村会長）	<p>以上、これら5件の案件は、資料2の2ページから6ページの調査書の通り農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
事務局（田町）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。2番の農地は、譲受人が以前から耕作していたのですか。</p>
議長（中村会長）	<p>2番の農地は[]が耕作していましたが、今回、譲渡人と縁故のある譲受人に譲渡するものです。3番の農地も、同じ地区の担い手が耕作していました。</p>
事務局（田町）	<p>その人の同意を得たということですね。</p>
大家職務代理	<p>はい。</p>
事務局（田町）	<p>合意解約の書類が出ていないということは、[]の担い手と譲渡人は利用権設定を結んでいなかったのですか。</p>
議長（中村会長）	<p>はい、結んでいません。</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p>
議長（中村会長）	<p>議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第13号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長（中村会長）	<p>それでは、議案第13号農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>はい、議案書の3ページから資料2は7ページからです。加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は利用権の新規が3件、更新が4件、移転が7件で、合計11,022</p>

	<p>m²の集積計画案です。</p> <p>以上この14件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p>
平田委員 事務局（中島）	<p>1番から7番の案件は家族間の設定ですか</p> <p>そうです。親子間の利用権の移転です。</p>
平田委員 事務局（田町）	<p>補助金の対象ですか。</p> <p>補助金対象ではありません。1番から7番は元々、貸人と借人の父親が中間管理機構を通して利用権を設定していましたが、今回息子さんに経営移譲したので、利用権の移転をするということです。</p>
大家職務代理 事務局（田町）	<p>農地中間管理機構を通して、残りの耕作期間だけの移転ですか。</p> <p>はい。</p>
大家職務代理 事務局（田町）	<p>中間管理機構を通さず個人間の利用権設定の場合は、合意解約をして利用権の再設定をしないのですか。</p> <p>そうした場合、所有者の同意を得れば利用権の移転は可能です。</p>
大家職務代理 事務局（田町）	<p>この案件は、中間管理機構と耕作者の契約だから貸人の同意は要らず権利移転は可能であるけれど、個人間の設定の場合は、合意解約後に新たに利用権の設定をするのが正しいやり方ではないですか。</p> <p>個人間での場合、貸人の同意があれば、利用権の移転も再度利用権の設定も可能です。</p>
大家職務代理 事務局（田町）	<p>貸人の同意なしに、借人が第三者へ利用権の移転はできるのですか。</p> <p>個人間の場合は出来ません。貸人の同意があれば利用権</p>

議長（中村会長）	<p>移転はできます。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 13 号農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により適切と認めます。</p>

議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>次に、議案第 14 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、西栄委員から報告をお願いします。</p>
西栄委員	<p>それでは報告いたします。去る 4 月 18 日に、私と伊藤委員、事務局職員 2 名、計 4 名で現地確認調査を行いました。位置図の資料 1 は、11 ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。1 番は既に住宅が建っていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は水路に流しています。事業者からは始末書が提出されています。</p> <p>以上、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>議案書は 5 ページから 6 ページ、資料 1 の位置図は 11 ページを併せてご覧ください。</p> <p>1 番は■■■■地内にあり、田、面積 349 m²、転用目的は自己住宅建設です。この案件は、昭和 55 年 12 月に転用目的が植林の農地法第 4 条の許可申請を行い許可された後、植林をしましたが、地目を田から山林に変更する登記</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>をしていませんでした。農地法第4条の許可を得ていたの で、平成6年に住宅を建設する際、再度許可申請をする必 要がないと勘違いをしてしまい自己住宅を建設したもので す。申請地は、XXXXXXXXXX以内にあるた め第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考え ます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第14号農地法第4条の規定による許可申請につい て、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
---	--

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>西栄委員</p>	<p>次に、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請 について、事前に現地確認調査を行っておりますので、西栄 委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。位置図の資料1は5ページから 12ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界 には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と 共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は敷地拡張です。2番は既に物置が建っ ていました。雨水は道路側溝に流れています。譲渡人から は始末書が提出されています。</p> <p>3番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を</p>
-----------------------------	--

設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は西側道路側溝に流す計画です。

4番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。

5番の転用目的は宅地造成です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は西側道路側溝に流す計画です。

6番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。

7番の転用目的は自己住宅建設です。7番は既に住宅が建っていました。隣地境界には既存の擁壁があり生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は水路に流しています。事業者からは始末書が提出されています。

8番の転用目的は工事用作業用地です。汚水は汲み取りとし、雨水は田の排水路に流す計画です。

以上8件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。

議長（中村会長）

それでは、事務局から説明してください。

事務局（橋本）

議案書は7ページから8ページ、資料1の位置図は5ページから12ページ、資料2の明細書は10ページを併せてご覧ください。

1番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積335㎡、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており、手狭になったため申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

2番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積 169 m²、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して庭とするため敷地拡張するものです。また、譲渡人は申請地を昭和33年頃に購入し、現地にある建物は物置として利用していましたが、申請地の売却にあたって登記を調べたところ農地であることが判明したものです。申請地は準工業地域にあるため、第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

3番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積 171 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、土地区画整理事業施行地にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

4番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積 249 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はアパートに居住しており手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は■■■■■■■■■■地内にあり、田、面積 454 m²、転用目的は宅地造成です。譲受人は■■■■■■■■■■などを営んでおり、申請地を購入して住宅地2区画を造成して販売するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

6番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積 180 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は■■■■■■■■■■の婚約者と結婚予定であり、婚約者の実家から近い申請地を購入して、自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がり 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されま

事務局（橋本）	壊しません。空いている場所を庭にするということです。
議長（中村会長）	始末書は出ていますね。
事務局（橋本）	はい、出ています。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
	議案第 15 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。
	（挙手多数）
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

議案第 16 号 非農地証明願について

議長（中村会長）	次に、議案第 16 号非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、西栄委員から報告をお願いします。
西栄委員	それでは報告します。位置図の資料 1 は 13 ページから 14 ページを併せてご覧ください。 1 番は森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。 2 番は農作業倉庫が建っており、農地の状態ではないと判断しました。 報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	議案書は 9 ページから 10 ページ、資料 1 の位置図は 13 ページから 14 ページを併せてご覧ください。 1 番は■■■■地内にあり、畑 2 筆、面積計 594 m ² です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ農地であることが判明したものです。昭和 30 年頃に耕作が困難となり現在は森林化しており、非農地証明の発行もやむ

<p>議長（中村会長） 大家職務代理</p> <p>事務局（橋本） 議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>を得ないと考えます。</p> <p>2番は■■■■■■■■■■地内にあり、畑、面積 152 m²です。昭和 44 年に隣接地の 39 番に農業用倉庫を建設しましたが、平成元年に隣接地を■■■■■■■■■■ことになったため、農業用倉庫を申請地に曳行（えいこう）移転しております。申請地の転用許可は受けていませんが、移転して 30 年以上経過しており、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>本来始末書をもらうべきですが、所有者が亡くなったのでもらわなかったのですか。</p> <p>相続人の始末書をもらっています。</p> <p>ほかにありませんか。なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 16 号非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
--	---

議案第 17 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に議案第 17 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>はい、議案書の 11 ページ、資料 1 位置図は 15 ページからお願いいたします。</p> <p>加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その除外についての意見をお諮りします。</p>
--------------------------------	--

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>今回の申請は1件で2ヶ所 301.98 m²の事案です。ご存じのように [REDACTED] [REDACTED] でありましたが、今回、 [REDACTED] [REDACTED] を改善する為、 [REDACTED] を建説し [REDACTED] [REDACTED] として運営することになりました。このため、既設 [REDACTED] [REDACTED] の近隣である [REDACTED] と [REDACTED] [REDACTED] を代替え地として選定し農用地区域からの除外を申請したものでございます。</p> <p>以上この件については、 [REDACTED] は必要最小限の面積を有しており、床面をコンクリートで固めるなど周辺の農地に対する影響は最小限であり適切と考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第17号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>報告第8号 非農地証明願（専決）について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（橋本）</p>	<p>次に、報告第8号非農地証明願（専決）について、事務局から説明してください。</p> <p>議案書は13ページから14ページ、位置図の資料1は19ページを併せてご覧ください。</p> <p>この案件は [REDACTED] 地内にあり、畑、2筆、面積計570 m²、申請者は [REDACTED] を営んでおります。申請地の登記を調べたところ、農地であることが分ったものです。昭和61</p>

事務連絡

事務局（宮下）

その他資料（資料3）当面の日程を説明
（活動実績等を報告）

議長（中村会長）

ほかに何かありませんか。
なければ、以上をもちまして令和4年第4回加賀市農業
委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後4時26分）